

○ 農業経営金融支援対策費補助金交付要綱（平成 20 年 10 月 16 日付け 20 経営第 4071 号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第 1 (略)                      (1)～(5) (略)                      (6) 農業信用保証保険支援総合事業                      農業信用保証保険支援総合事業実施要綱（令和 5 年 3 月 31 日付け 4 経営第 3014 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の第 3 の (2) <u>又は別記 2 の第 4 の事業を行うために必要な経費</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>別記様式 第 3 号（第 4 関係）</p> <p>&lt;※第 1 の(6)の事業の場合&gt;                      1・2 (略)                      3 事業に係る経費                      ①～④ (略)                      (削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p><u>①～④合計</u>                      円</p> <p>4 事業完了予定年月日                      ①～④ (略)                      (削る。)</p>	<p>第 1 (略)                      (1)～(5) (略)                      (6) 農業信用保証保険支援総合事業                      農業信用保証保険支援総合事業実施要綱（令和 5 年 3 月 31 日付け 4 経営第 3014 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の第 3 の (2) <u>別記 2 の第 4 又は別記 3 の第 3 第 1 項の (1) のア及び同項の (2) の事業を行うために必要な経費</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>別記様式 第 3 号（第 4 関係）</p> <p>&lt;※第 1 の(6)の事業の場合&gt;                      1・2 (略)                      3 事業に係る経費                      ①～④ (略)  <u>⑤ 農業経営継承保証保険支援事業のうち経営者無保証人化等支援事業に必要な経費</u>                      円  <u>⑥ 農業経営継承保証保険支援事業のうち後継農業者保証料負担軽減事業に必要な経費</u>                      円  <u>①～⑥合計</u>                      円</p> <p>4 事業完了予定年月日                      ①～④ (略)  <u>⑤ 農業経営継承保証保険支援事業のうち経営者無保証人化等支援</u></p>

(削る。)

(注1) 3①から④まで及び4①から④までにおいて実施しない事業は、省略すること。

(注2) (略)

5 (略)

別記様式 第4号 (第9の1関係)

<※第1の(6)の事業の場合>

①～④ (略)

(削る。)

(削る。)

事業

年 月 日

⑥ 農業経営継承保証保険支援事業のうち後継農業者保証料負担軽減事業

年 月 日

(注1) 農業信用保証保険支援総合事業実施要綱別記1の第3の(2)、別記2の第4又は別記3の第3第1項の(1)のA及び同項の(2)の事業のうち実施しない事業は、省略すること。

(注2) (略)

5 (略)

別記様式 第4号 (第9の1関係)

<※第1の(6)の事業の場合>

①～④ (略)

⑤ 農業経営継承保証保険支援事業のうち経営者無保証人化等支援事業

(単位：千円)

資金名	事業実施計画		年9月末事業実績		実施率 (B/A) %	備考
	債務保証 残高見込み	補助金 相当額	債務保証 残高	補助金 相当額		
	(a)	(A)	(b)	(B)		
合計						

⑥ 農業経営継承保証保険支援事業のうち後継農業者保証料負担軽減事業

(単位：千円)									
	資金名	事業実施計画			年9月末事業実績			実施率 $\frac{B}{A}$ %	備考
		債務保証 平均残高 (a)	保証 料率 (b) %	補助金 相当額 (A) (A)=(a)×(b)	債務保証 平均残高 (c)	保証 料率 (d) %	補助金 相当額 (B) (B)=(c)×(d)		
今年度の引受									
小計									
〇〇年度の引受									
小計									
合計									

(注1)～(注5) (略)  
(削る。)

※ ①から④までにおいて実施しない事業は、省略すること。

(注1)～(注5) (略)

(注6) ⑥の事業の保証料率の欄は、各基金協会が定める有担保有保証人に係る保証料率とする。なお、保証料率に区分がある場合はそれぞれ区分ごとに記載すること。

※ 農業信用保証保険支援総合事業実施要綱別記1の第3の(2)、別記2の第4又は別記3の第3第1項の(1)のA及び同項の(2)の事業のうち実施しない事業は、省略すること。

附 則 (令和6年3月29日5経営第3150号)

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。